

# 委員会審査

6月定例会で常任委員会に付託された議案について審査を行いました。

## 総務企画委員会

委員長 安川 哲生

### ◆大洲市税条例の一部改正について

**説明** 今年6月6日に施行された生産性向上特別措置法に基づくもので、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現を目指し、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援するため、市税条例に固定資産税の特例を追加するもの。

**問** 本年度から3年間を集中投資期間として定めているが、市の認定を受ける年によって、税制面の特例の対象となる年数に違いが出てくるのか。

**答** 集中投資期間に、市の認定を受けて対象となる設備を取得した場合、取得した設備に対し最大3年間が特例の対象になることから、3

### ◆循環バス運行事業について

年間であればどの年に設備を取得しても、取得後、最初に課税される年から3年間が特例の対象となる。

**説明** 5月31日で運行休止となった「市街地循環バス」に係る本年1月から5月末までの維持費補助金と、平成31年1月からの運行再開を目指す新たな「市街地循環バス」の運行経費及び停留所設置業務委託料並びに運行準備費補助金を計上しているもの。

**問** バス停留所設置業務委託料について、40力程度の整備を予定しているとの説明があったが、どのような場所を想定しているのか。

**答** 基本としては、既存のバス停留所に有効に活用しながら整備していきたいと考えているが、現在、停留所の距離が長い場所への新設と、7月に移転する喜多医師会病院への

新設を想定している。その他、道幅が狭い場所や交通渋滞により遅延が発生している場所については、運行ルートの一部変更も検討していることから、それに伴い新しいバス停が必要となる可能性がある。

**問** 新たな「市街地循環バス」の運行経費は、従来の運行経費と比べ、どの程度の増額になるのか。

**答** 以前のルート等を基本に、市内の運行事業者へ見積もりをお願いしたところ、約2,200万円との提示があった。この金額は、路線バス運行に係るキロ単価に、市街地循環バスの年間総延長を掛けて計算した場合と近い数値となるため、この提示額は適正な価格と捉えている。

なお、運行経費はこれまでより約600万円の増額となるため、運行補助金も増額となることを想定しているが、現在検討している運賃体系となった場合は、少し圧縮できるのではないかと考えている。

## 厚生文教委員会

委員長 宇都宮 宗康

### ◆閉校施設除去事業について

**説明** 小学校の統廃合により閉校となった施設のうち、地域や民間等の利活用がない施設について、合併特例債の活用ができる平成31年度までに除却を行うものであるが、今回東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案が国会で可決・成立し、合併特例債を起すことのできる期間が5年間延長されたことに伴い、閉校施設除去事業計画の見直しを行ったもの。

**問** アスベスト除去追加工事の対応方法について

**答** アスベスト除去などの特別な工事は、経験のある業者が下請けとして入り、万全の体制を整えている。安全性も格段に向上しており、問題なく工事が行えるものと考えている。

### ◆学校施設耐震対策事業について

**説明** 学校施設の耐震対策は、平成